業務管理体制報告書（第１区分※）

※ 第１区分とは、指定（許可）を受けている事業所（施設）の数が、１以上２０未満の事業者のことです。

令和　　　年　　　月　　　日

揖斐広域連合長　様

事業者（法人）名

代表者氏名

（担当者氏名 　　　　　　　連絡先　　　　　　　　）

　令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号通知について、下記のとおり報告します。

記

１　事業者（法人）概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　称 |  | |
| 所 在 地  (主たる事務所の所在地) | 〒　　　－ | |
| 連 絡 先 | TEL 　 　　 FAX | |
| 法人の種別 |  | |
| 指定又は許可を受けている事業所又は施設の数 | | ヶ所 |

２　代表者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 職　　名 |  | 氏　　名 |  |
| 住　　所 | 〒　　　－ | | |

３　法令遵守責任者（代表者と同一であれば記載不要）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 |  | 職　名 |  | 生年月日 |  |

４　業務管理体制（法令等遵守）の取組内容

　（１）業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）

①　貴事業者（法人）における業務管理体制（法令等遵守）についての考え（方針）を、以下の欄に記入してください（介護サービス事業者は、利用者への適切なサービス提供、制度の健全な運営及び国民からの信頼を確保するため、法令等の自主的

な尊重が求められます）。

|  |
| --- |
|  |

②　上記（１）で回答した考え（方針）について、文書で規定し、全役職員に周知していますか。以下の欄の該当する□にチェックしてください。周知している場合には、その方法を記入してください。また、文書で定めた資料があれば、提出してく

ださい（例：法令遵守規程）。

|  |
| --- |
| □考え（方針）を文書で定めている　□考え（方針）を文書で定めていない |
| □全役職員に周知している　□一部の役職員に周知している　□周知していない |
| 周知方法： |
| 提出資料名： |

　（２）法令遵守責任者の決定

①　貴事業者（法人）は、法令遵守責任者をどのように決定しましたか。以下の欄に決定のプロセスを記入してください。また、決定のプロセスの分かる資料があれば

提出してください（例：取締役会議事録）。

|  |
| --- |
| 決定のプロセス： |
| 提出資料名： |

②　法令遵守責任者の役割及び業務内容を以下の欄に記入してください。また、法令遵守責任者の役割及び業務内容が分かる資料（内部規程等）があれば、提出してく

ださい。

|  |
| --- |
| 役割及び業務内容： |
| 提出資料名： |

③　貴事業者（法人）は、業務管理体制に係る法令遵守責任者について、全役職員に周知していますか。以下の欄の該当する□にチェックしてください。周知している場合には、その方法を記入してください。また、周知していることが分かる資料が

あれば、提出してください（例：職員会議資料、社内掲示資料、辞令交付）。

|  |
| --- |
| □全役職員に周知している　□一部の役職員に周知している　□周知していない |
| 周知方法： |
| 提出資料名： |

（３）業務管理体制（法令等遵守）の取組状況

貴事業者（法人）における業務管理体制（法令等遵守）の取組状況について、以下

の欄の該当する□にチェックしてください。

|  |
| --- |
| □介護サービス実施内容、介護報酬の請求等のチェック・確認を行っている  □内部通報、事故報告に対応している  □相談・苦情に対応している  □行政・関係団体等から関連情報を収集している  □法令等遵守についての研修等を実施又は外部研修等に参加している  □法令等遵守マニュアルを整備している  □その他（具体的に記入してください） |

　（４）業務管理体制（法令等遵守）の評価・改善活動の状況

　（３）で記入した業務管理体制（法令等遵守）の取組状況について、貴事業者（法人）は、職員会議、取締役会等において評価・改善活動を行っていますか。以下の欄の該当する□にチェックしてください。評価・改善活動を行っている場合には、その内容を記入してください。また、評価・改善活動が分かる資料があれば、提出してください。

|  |
| --- |
| □評価・改善を行っている  □評価・改善を行っていない |
| 評価・改善活動の内容： |
| 提出資料名： |

参考

　業務管理体制（法令等遵守）について

　厚生労働省は、広域的に事業展開する事業者における不正事案の発生等を受けて、事業者による不正行為の未然防止、利用者保護及び介護事業運営の適正化を図るために、介護保険法の改正（平成２１年５月１日施行）により、「業務管理体制」の整備、届け出の義務づけ及び事業者の本部等に対する立入検査権等を創設しました。

本報告書の重点は、事業者の規模や法人形態等に見合った、法令等遵守に対する考え方を本質的な部分で確認するとともに、その考え方によって策定される法令等遵守に係る方針、実行、評価、改善のサイクルを確認することにあります。本報告書の作成により、貴事業者（法人）における業務管理体制（法令等遵守）の再確認の契機としてください。